

平成 28 年〇月〇日

## えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画(素案)

環 境 省

## 1 計画策定の背景及び目的

ゼニガタアザラシは、北海道の襟裳岬から根室半島にかけて分布し、同じ岩礁を周年利用し定着性の高いアザラシである。1940 年代、北海道沿岸に 1,500 頭ほどが生息していたと考えられている（伊藤・宿野部，1986）。しかし、戦後、商業的な利用による乱獲や、沿岸の護岸整備等による生息環境の悪化に伴って、1970 年代には、400 頭未滿までに個体数が減少した（伊藤・宿野部，1986）。1973 年、哺乳類の研究グループである海獣談話会の調査により、北海道沿岸に生息する本種は絶滅の危機に瀕していることが明らかになり（斎藤・渡邊，2004）、1998 年、環境省レッドリストで絶滅危惧種 IB 類に選定し保護するようになった。1980 年以降、アザラシ猟や護岸工事などが行われなくなったために、本種の北海道沿岸での最大上陸頭数は 1,089 頭になり（吉田ら，2011）、個体数は回復傾向にある。これらの状況から本種を、2012 年 8 月に、絶滅危惧種 IB 類から絶滅危惧種 II 類にダウンリストした。北海道における本種の最大上陸場である襟裳岬（吉田ら，2011）でも、最大上陸個体数は、1970 年代は約 150 頭であったが（内藤・伊藤，1974）、2013 年は約 600 頭である。襟裳岬における本種の個体数増加に伴い、定置網のサケを中心に漁業被害が深刻な状況となっており、北海道における被害額は平成 24 年度はサケ定置の直接被害のみで約 4,000 万円となっており（北海道庁）、タコ漁等他の被害についても報告されている。その一方で、アザラシを観光資源としても利用しており、本種との共存のあり方を摸索している。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 5 月 9 日に特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第 7 条）に準ずる計画（以下環境省計画）を平成 28 年 3 月 31 日までの期間で策定し、ゼニガタアザラシの存続可能性の評価及び漁業被害の軽減に取り組んできたところである。

これまでの調査から、えりも地域の生息数は増加傾向にあることが明らかとなった。ゼニガタアザラシの存続可能性の評価については、ゼニガタアザラシ研究会等による長年の上陸個体数の観察記録に加え、近年のヘリセンサスや発信機装着等の最新の調査結果により、見落とし率や上陸率等の補正值が得られ、数量解析により絶滅確率の計算を行うことが可能とな

った。これらの解析結果等により、レッドリスト検討会において絶滅危惧種の再評価がなされ、絶滅危惧種に当たらないことが明らかとなった。

漁業被害の軽減については、平成 26 年度から 27 年度にかけて、漁業者及び研究者等と連携の上、漁網の改良等を行い、一定の効果を得たところであるが、依然被害は深刻な状況となっている。

平成 26 年 5 月 30 日の鳥獣保護管理法の改正により、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も希少鳥獣の対象とすることとなった。さらに特定の地域においてその生息数が増加し、またはその生息範囲が拡大している希少鳥獣において、管理を図るために必要と認めるときには、特定希少鳥獣管理計画を策定できることとなった。そのため、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の存続と漁業の共存を図るため、環境省が多様な事業主体との連携により、本計画を策定し、個体数管理、被害防除対策、モニタリング等の事業の推進を進めるものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ゼニガタアザラシ (*Phoca vitulina*)

## 3 計画の期間

計画策定の日から平成〇〇年 3 月 31 日までとする。

計画は期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

## 4 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

襟裳岬周辺で繁殖する個体群が生息する区域

## 5 特定希少鳥獣の管理の目標

(1) ゼニガタアザラシの適正な個体群を維持するため、漁業被害の軽減とのバランスを考えた管理を行う。

- ・ 安定した個体群を維持するため、〇年後の個体数が環境収容力の〇%以下とならないように管理する。さらに、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう維持すること。
- ・ 順応的管理の観点から、年間の捕獲上限は前年の生息状況評価をもとに毎年算出する。捕獲数は、その年の混獲による死亡個体数の動向を踏まえて柔軟に変更する。

- ・ 調査から、混獲されやすい幼獣個体ではなく、特定の亜成獣以上の個体がサケ定置網において被害を及ぼすことが明らかとなってきた。このことから、混獲による幼獣死亡個体を減らし、代わりに定置網に執着している亜成獣以上の個体を選択的に捕獲するよう努める。

## (2) 漁業被害の軽減を図る。

- ・ これまで実施・検討してきた各種の防除手法の結果を検証し、手法の改良（網の改良、音波忌避装置の音量や頻度等の条件検討等）や新たな手法（漁網等へ侵入する常習個体の確保等）を検討する。
- ・ これらの手法は漁業者の協力を得ながら実施する。
- ・ サケ定置以外の被害情報を収集し、漁業被害の実態を調査する。

## 6 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

- ・ ゼニガタアザラシの適正な個体群を維持するため、漁業被害の軽減とのバランスを考える。
- ・ これまでの調査から、混獲されやすい幼獣個体ではなく、特定の亜成獣以上の個体がサケ定置網において被害を及ぼすことが明らかとなってきた。このことから、混獲による幼獣死亡個体を減らし、代わりに定置網に執着している亜成獣以上の個体を選択的に捕獲するよう努める。
- ・ 捕獲する手法については、混獲個体の回収や落とし罠等、定置網に執着している個体を選択できる手法を基本とする。
- ・ やむなく銃器を使用する場合も、成獣等、漁業被害をもたらす可能性の高い個体を選択して捕獲するものとする。
- ・ 捕獲にあたっては、地域住民と連携して行うものとする。
- ・ 捕獲した個体については、適切な管理のためのデータの収集や水族館への譲渡も含め、可能な限り有効的に活用される方法を検討する。

## 7 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項

- ・ 被害対策は個体数管理だけでは不十分であることから、被害防除対策についても、漁業者の協力を得て引き続き実施する。
- ・ 被害防除対策の実施と並行して、実施している手法効果の検証を行うとともに、その他の手法についてもより効果的な手法の検討を行うこととする。またこれらの手法の検証・検討についても漁業者の協力を得て行う必要がある。
- ・ タコ漁への被害も甚大になっていることから、被害防除の手法について

検討を行っていく必要がある。

## 8 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

### (1) 生息地の保護及び整備に関する事項

ゼニガタアザラシは、北海道周辺に生息するアザラシの中で、唯一、定住性が高く、陸上で繁殖行動を行う。北海道での上陸場は、襟裳岬を最南端として、厚岸、浜中、根室など全部で 11 カ所確認されている（吉田ら、2011）。特に、えりも地域のゼニガタアザラシは、襟裳岬の岩礁に集中して繁殖しており、近年、その上陸岩礁が拡大している（図 3）。またえりも周辺地域で新たな上陸岩礁があるとの指摘もある。

ゼニガタアザラシの食物資源については、北海道納沙布岬における食性調査では、底棲魚類を主要な食物としており、沿岸に近い浅海環境に大きく依存していることが報告されている（中岡ら、1986）。2011 年及び 2012 年の襟裳岬周辺の秋サケ定置網で混獲された個体の調査では、主な餌生物は、2011 年はマダコ科、スルメイカ、スケトウダラ、ヨコスジカジカ、アイカジカ、2012 年度はスルメイカ、ニシン、ニシン目魚類、ニジカジカであった。しかし回収された混獲個体は、幼獣が多くを占めており時期も限定されているため、成獣が何を食べているかのデータが不足している。

また、沿岸海洋生態系におけるゼニガタアザラシの位置づけや、ゼニガタアザラシと生息環境の相互作用（ゼニガタアザラシの生息動向が沿岸の海洋生物に与える影響等）は分かっていない。

これらのことから、生息地や食物資源等についてはさらに情報を収集し、えりも地域での生息環境と海洋資源のかかわりからゼニガタアザラシがこの地域で存続するための環境について検討する。

図 3 上陸岩礁の拡大

### (2) モニタリングに関する事項

- ・ 本計画に基づくゼニガタアザラシの管理が適正に行われるよう、継続的にモニタリングを実施する。
- ・ 精度の向上及び生態的なデータ等の蓄積を図る。生息数（ヘリセンサスや目視等）、被害状況（被害範囲や被害程度等）、生息動向（繁殖状況、上陸、行動範囲等）、生息環境（食物資源等）等の中で定期的に行っていくべきモニタリング項目とデータ収集の手法を検討・確立し、継続的な情報の収集・分析を行う。

## 9 計画の実施体制に関する事項（図4）

- ・ 計画の実施に必要な被害防除手法やモニタリング手法等の各手法の確立は、環境省が地域の多様な主体と協力して実施する。また、環境省が実施する事業以外にも、計画の目標達成に資する他の主体による取組については、積極的に連携する。
- ・ 環境省は、毎年度、計画に基づく事業の実施計画(事業計画)を作成し、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等の多様な関係者と連携して計画に基づく事業を実施するものとする。
- ・ 環境省は、各関係者の協力を得て、事業実施状況等の情報の収集を行うとともに、特にサケ等の資源管理の観点から関係する水産庁等の機関と積極的に情報交換を図る。
- ・ 計画に基づく事業は、その実施結果を計画にフィードバックする(図5)。
- ・ 計画を評価・見直しする体制として、科学委員会と保護管理協議会を設置する。
- ・ 科学委員会は、ゼニガタアザラシの調査を行っている研究者、地元調査関係者、評価・分析等の専門家で構成し、モニタリングや調査の結果の分析・評価を行い、これらの手法の提案を行う。また、ゼニガタアザラシ保護管理協議会に科学的立場から助言を行う。
- ・ ゼニガタアザラシ保護管理協議会は、環境省、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等のすべての関係者で構成し、各主体による取組の促進及び情報共有、保護管理計画及び事業計画の評価、見直し等を行う。また、観光や教育等へのゼニガタアザラシの活用等、地域におけるゼニガタアザラシとの関わりを検討するプラットフォームとする。

図4 計画の実施体制

## 10 参考資料

- ・ 伊藤徹魯・宿野部猛. 1986. ゼニガタアザラシの生息数と生息状況, pp 18-58. 和田一雄, 伊藤徹魯, 新妻昭夫, 羽山伸一, 鈴木正嗣編, ゼニガタアザラシの生態と保護, 東海大学出版.
- ・ 斎藤幸子・渡邊有紀子. 2004. ゼニガタアザラシの概要と問題点, pp 23-28. 小林万里, 磯野岳臣, 服部薫編, 「北海道の海生哺乳類管理—シンポジウム

「人と獣の生きる海」報告書一」, 特定非営利活動法人 北の海の動物センター.

- ・ 吉田薫,大塚明,斉数貴,林慶,松本慎平,山路智実. 2011. 2010年ゼニガタアザラシ個体数調査結果報告, pp 1-22, 吉田薫編, ゼニ研通信 24号,ゼニガタアザラシ研究グループ 帯広畜産大学.
- ・ 内藤靖彦・伊藤徹魯. 1974. ゼニガタアザラシ—乱獲から保護をするために—, pp68—75. 自然, 1月号.
- ・ 中岡利泰・浜中恒寧・和田一雄・棚端恵子.1986. ゼニガタアザラシとゴマフアザラシの食性, pp103 - 125.